

佐倉市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、市長が契約する工事又は製造の請負に関する検査を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱を適用する検査は、契約金額が、規則第141条第1号に規定する額を超える工事又は製造の請負とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の規定による建設工事をいう。
- (2) 製造の請負 船舶の製造、発電機の製造等を請負により契約した場合又は委託による工事をいう。
- (3) 事業担当部長 規則第2条第1項第3号に規定する職員をいう。
- (4) 事業担当課長 事業を実施する課、所、園、館等の長をいう。
- (5) 検査担当部長 事業担当部長のうち、検査を所管する所属の職員をいう。
- (6) 検査担当課長 検査を所管する課等の長
- (7) 検査員 規則第153条第1項の規定により検査を命じられた職員で、検査を所管する所属の職員をいう。
- (8) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
 - ア 契約書 契約書及び契約約款をいう。
 - イ 設計図書 特記仕様書、図面、共通仕様書、事業説明書及び事業説明に

対する質問書並びに回答書をいう。

(9) 監督員 総括監督員、主任監督員及び担当監督員をいう。

(検査員の任命)

第4条 検査担当部長は、検査員を指名し、当該検査員を検査員名簿に登載する。

(検査員の職務)

第5条 検査員は、市長が契約を締結した工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）に係る検査及び検査に関する事務の執行に当たる。

(検査の種類)

第6条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとし、その内容は当該各号に定めるものとする。

(1) 完成検査 規則第153条第1項第1号に規定により実施する検査をいう。

(2) 出来形検査 規則第153条第1項第2号に規定するとき又は第3号に規定する物件の一部の納入があったときに実施する次に掲げる検査をいう。

ア 部分払検査（完了前に、出来高に応じて対価の一部を支払う必要がある場合における既済部分を確認するための検査をいう。）

イ 部分引渡検査（目的物の一部が納入される場合において既納部分を確認するための検査をいう。）

ウ 契約解除検査（工事等の実施途中において、やむ得ない事由により、契約を解除し清算する場合において既済部分を確認するための検査をいう。）

(3) 中間検査 次に掲げる検査をいう。

ア 部分使用検査（規則第153条第1項第3号の規定に基づき契約によ

り給付の一部を使用する場合において、事業の出来形、品質、出来栄等を確認する検査をいう。)

イ 段階検査(特記仕様書等に定められた特約等により実施する検査において、実施状況、出来形、品質、出来栄等を確認する検査をいう。)

ウ 確認検査(検査担当課長が、より良い品質の向上及び完成検査の補完等を目的として、実施状況、出来形、品質、出来栄等を確認する検査をいう。)

(検査の立会い)

第7条 検査は、監督員のほか、契約の相手方(以下「受注者」という。)又はその代理人等、規則第154条の規定により、事業担当課長又は事業担当課長に命ぜられた職員の立会いの上行うものとする。

(検査手続)

第8条 検査は、受注者から完成通知書、出来形検査願又は中間検査願(以下「通知書」という。)等の通知を受けた日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)

第5条第1項に規定する日数以内に完了するものとする。

2 事業担当課長は、通知書を受領した日から5日以内に、検査執行依頼書(別記様式第1号)に前項の通知書を添えて検査担当課長に提出するとともに、別表第1に掲げる検査に必要な図書類(以下「検査関係図書」という。)の提示をしなければならない。ただし、中間検査においては中間調書(別記様式第2号)、出来形検査においては出来高調書(別記様式第3号)を添付するものとする。

3 検査担当課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、検査を実施する検査員を第4条の規定による検査員名簿より選定し、速やかに検査日等を

検査執行通知書（別記様式第4号）により事業担当課長に通知するものとする。

4 事業担当課長は、前項の規定による通知を受けたときは、検査日等を監督員、前条各号の立会人及び受注者に通知するものとする。

5 工事等の施工途中において、検査担当課長が特に必要と認めた場合は、検査員に命じて、中間検査執行伺書（別記様式第5号）により検査することができる。

6 前項の場合において、検査担当課長は、検査執行通知書により事業担当課長に通知するものとする。

（検査の方法）

第9条 検査は、規則第153条第2項の規定により、契約図書及び別表第1に掲げる検査関係図書に基づき、給付の内容、数量、実施状況、出来形、品質、出来栄等について検査し、別表第2に掲げる検査基準に関する関係図書によりその適否を判定するものとする。

2 前項の場合において、規則第153条第3項の規定により、必要に応じて、一部破壊若しくは分解又は試験を行うほか、地下、水中その他の不可視部分については、監督員の確認、出来形図、写真、規格証明書及び品質証明書又は保証書等により検査を行うことができるものとする。

（検査調書の作成）

第10条 検査員は、前条第1項の規定により検査した結果、給付の完了が確認されたときは、規則第155条の規定により、検査調書（別記様式第6号）、出来形調書（部分払）（別記様式第7号）、出来形調書（部分引渡）（別記様式第8号）又は出来形調書（契約解除）（別記様式第9号）を作成するものとする。

(工事成績評定表)

第11条 監督員は当該工事等の完成後に、検査員にあつては部分使用検査、出来形検査及び完成検査後に、当該契約に係る工事等の成績を評定し、工事成績評定表を作成しなければならない。ただし、部分使用検査については、対象となる完成部分及び検査関係図書がその性質上可分であるときであつて、受注者の求めがあつた場合に作成するものとする。

2 監督員は、前項の規定により作成した工事成績評定表を検査執行依頼書とともに提出するものとする。

(検査の報告)

第12条 検査員は、完成検査を行ったときは、完成検査報告書(別記様式第10号)に前条第1項の規定により作成した工事成績評定表及び第10条の規定により作成した検査調書を添付して、検査担当課長に検査結果を報告しなければならない。

2 検査員は、中間検査を行ったときは、中間検査報告書(別記様式第11号)により、検査担当課長に検査結果を報告しなければならない。

3 検査員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査報告書(別記様式第12号)に第10条の規定により作成した出来形調書を添付して、検査担当課長に検査結果を報告しなければならない。

4 規則第153条第4項の規定により、検査員は検査の結果手直しが必要であると判断したときは、手直し指示報告書(別記様式第13号)により検査担当課長に報告しなければならない。ただし、軽微な手直し又は注意事項については、口頭により報告することができる。

(手直し)

第13条 検査担当課長は、前条第4項の規定による報告を受けた場合にお

いて、事業の出来形、品質及び数量等が契約図書又は出来高調書と相違し又は不完全であると認めたときは、手直し指示書（別記様式第14号）により事業担当課長に通知するものとする。

2 事業担当課長は、前項の通知を受けたときは、手直し指示通知書（別記様式第15号）により直ちに当該検査に係る受注者に修補又は改造等を通知するものとする。

3 前条第4項のうち軽微な手直し又は注意事項については、当該検査員が口頭指示することにより、これに代えることができるものとする。

（手直し完了）

第14条 受注者は、前条の規定による指示を受けたときは、指定の期間内に修補又は改造等を行わなければならない。

2 受注者は、前条第2項の修補又は改造等を完了したときは、速やかに手直し完了届（別記様式第16号）によりその旨を市長に届けなければならない。ただし、前条第3項の軽微な手直しについては、手直し写真等による報告又は当該検査員の指示に従うものとする。

3 検査員は、前項の報告を受けた日から支払遅延防止法第5条第1項に規定する期間内に第1項の修補又は改造等の措置を確認するものとする。

4 第9条及び第12条（添付書類に係る部分を除く。）の規定は、前項の確認及び確認報告をする場合に準用する。

（認定通知）

第15条 検査担当課長は、検査員が行う検査について認定するものとする。

2 検査担当課長は、前項の認定をしたときは認定通知書（完成検査用）（別記様式第17号）、認定通知書（中間検査用）（別記様式第18号）又は認定通知書（出来形検査用）（別記様式第19号）及び第10条により作成さ

れた調書を添付し、事業担当課長に通知するものとする。

- 3 事業担当課長は、前項の通知で受けた検査認定について、事業担当部長に報告するものとする。
- 4 事業担当課長は、第2項の通知を受けたときは、当該認定に係る受注者に、検査結果通知書（完成検査用）（別記様式第20号）、検査結果通知書（中間検査用）（別記様式第21号）又は検査結果通知書（出来形検査用）（別記様式第22号）により通知するものとする。
- 5 受注者に通知した後に、検査結果通知書（完成検査用）に記載のある評定点を修正する必要がある場合は、工事成績評定結果修正通知書（別記様式第23号）により、修正した評定点を受注者に通知するものとする。

（引渡書の提出）

第16条 前条第3項の規定による通知を受けた受注者は、当該契約にかかる目的物について目的物引渡書（別記様式第24号）を市長に提出しなければならない。ただし、第6条第2号ア及び第3号の検査については、この限りでない。

- 2 前項の規定により目的物引渡書の提出を受けた事業担当課長は、規則第12章に規定する措置を速やかに実施しなければならない。

（検査を委託した場合の措置）

第17条 検査担当課長は、市長が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により検査員以外の者（以下「外部検査員」という。）に委託して検査を行わせた場合においては、外部検査員から当該検査の結果について検査調書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるとともに、検査に際しては、検査員も同時に検査に立ち合わせなければならない。

2 前項の規定により検査に立ち会った検査員は、外部検査員の書類に基づき工事成績評定表を作成しなければならない。

3 第12条の規定は、第1項の検査について準用する。

(検査実績の報告)

第18条 検査担当課長は、年度終了後、検査の実績や傾向を取りまとめ、検査実績報告書(別記様式第25号)により市長に報告するとともに、必要な改善点について事業担当課長に、検査実績について(別記様式第26号)により通知するものとする。

(検査台帳の作成及び検査資料の保管)

第19条 検査担当課長は、検査台帳(別記様式第27号)を作成し、検査報告書類とともに整理保管しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 佐倉市工事検査要綱(平成元年4月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

(適用区分等)

2 この要綱は、平成8年6月1日から適用し、平成8年5月31日までの検査については、旧要綱による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日決裁 29佐契第1089号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日決裁 佐契第1197号)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和6年3月29日決裁 佐契第1255号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の佐倉市工事検査要綱の規定は、令和6年度の予算執行から適用し、令和5年度の予算執行については、なお従前の例による。

別表第1（第7、8条）

検査に必要な図書類（検査関係図書）

検査項目	検査関係書類	検査要点
契約時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書 ・設計図書(図面、仕様書、質問回答書) ・設計書 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分払いの回数、支払限度額の確認 ・重要な事項が示されている場合の確認
着工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・監督職員選任通知書 ・主任技術者等選任通知書 ・工程表 ・工事保険等の証書の写し ・建設業退職金共済制度 購入状況報告書及び受払簿 ・千葉県建設工事適正化指導要綱 ・現場における監理技術者の 専任制確認書 ・工事カルテ作成、登録 (CORINS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期変更及び人事異動による変更通知の確認 ・資格及び専任の確認、恒常的雇用関係が確認できる書類 ・付保期間、金額の確認 ・購入状況及び受払簿の確認 ・点検等報告書、下請業者選定通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請契約書の写し等により確認 ・工事現場状況等報告書、施工体制等点検表により確認 ・1回／月の実施を確認 ・資格及び専任の確認等 ・請負金額500万円以上の工事対象、契約後・変更後及び完成後10日以内の登録の確認。
施工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書 ・工事関係書類 ・各種施工図 ・主要材料搬入報告書 ・支給品受領書、支給品精算書 ・現場発生品調書 ・廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 ・千葉県建設リサイクルガイド ライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の施工方法との対比 ・規格証明書、材料成績書、使用量計算書による確認 ・工事打合簿、使用材料の品質証明書等綴、材料確認願綴、段階確認書綴、品質管理図表綴、出来形管理図表綴、工事写真等により確認 ・施工内容の確認 ・種別、規格、日付、数量等の確認 ・数量の確認 ・数量の確認 ・収集運搬及び最終又は中間処分場の許可証及び契約の確認 ・マニフェストによりD又はE票の確認 検査時までE票の提出がない場合は、後日監督員が確認 ・リサイクル計画書 ・再生資源利用計画書(実施書)

	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準 ・建設発生土管理基準 ・各種技能士 ・工期変更協議書 ・中間前金払認定調書 ・既済部分検査申請書 ・部分完成届 ・部分引渡書 ・事故報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進計画書(実施書) ・建設副産物情報交換システムーCOBRISー ・建設副産物処理申請書 ・建設副産物処理調書 ・汚染要因に関する調査票 ・埋め立てに関する許可証の確認 ・資格証明書により確認
完成時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完成通知書 ・工事引継書 ・完成図書等 ・完成写真 ・安全衛生関係書類 ・工事カルテ変更、完成(CORINS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡し一覧表 ・特記による ・安全活動の確認 ・請負金額500万円以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署届出書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令による手続きの完了及び合格の確認

※ 工事の種別毎に選択するものとする。

別表第2（第8条）

検査基準に関する関係図書

番号	図 書 内 容	備 考
1	契約図書	
2	契約書に添付した積算書及び数量計算書	
3	千葉県建設工事検査要綱	
4	千葉県土木工事施工管理基準	
5	千葉県土木工事共通仕様書、その他共通仕様書及び特記仕様書	
6	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書及び共通仕様書 (建築、電気、機械設備)	
7	建築工事施工監理指針	
8	電気工事施工監理指針	
9	機械設備工事施工監理指針	
10	JIS及びJAS等の基準	
11	その他関係法令及び関係法令に付随する構造等の基準	
12	その他現場説明時の説明事項及び質疑応答書	
13	その他官公庁、財団及び協会等の基準	
14	その他検査担当部長が特に認めた会社等の基準	